

板橋区一時預かり事業指導検査基準

令和8年5月1日適用

板橋区

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、次項の規定に基づく「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡例] 以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号「一時預かり事業の実施について」	こ成保第191号通知
4	令和4年3月15日東京都板橋区条例第10号「東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	設備及び運営に関する基準を定める条例
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	平成22年3月25日区長決定「板橋区立保育所一時保育実施要綱」	板橋区立保育所一時保育実施要綱
7	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
8	平成13年6月15日雇児総発第402号 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
9	令和8年3月30日こ成安第45号・7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号通知
10	平成17年10月12日区長決定「板橋区一時保育事業費助成要綱」	板橋区一時保育事業費助成要綱

目

次

1	事業の内容	1
2	届出内容の変更	1
3	実施方法	1
	（1）一般型	1
	（2）幼稚園型 I	4
	（3）余裕活用型	6
	（4）災害特例型	7
4	保護者負担	8
5	その他の留意事項	9
	（1）虐待等の行為	9
	（2）休息等の状況	9
	（3）保護者との連絡状況	9
	（4）児童の安全管理の状況	10
	（5）個人情報の保護	10
	（6）健康状態の把握	10

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
1 事業の内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。		(1) 児童福祉法第6条の3第7項 (2) こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」3		
2 届出内容の変更	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に区に変更届を提出することが必要である。 (変更届出事項) (ア)事業の種類及び内容 (イ)経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) (ウ)条例、定款その他の基本約款 (エ)職員の定数及び職務の内容 (オ)主な職員の氏名及び経歴 (カ)事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。) (キ)事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 (ク)建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 (ケ)事業開始の予定年月日	1 変更が生じた場合、一月以内に変更届を届け出ているか。	(1) 児童福祉法第34条の12第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の33	1 変更の日から、一月以内に変更届を届け出ているか。	C
3 実施方法	一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして、児童福祉法施行規則で定める基準を遵守しなければならない。 また、こ成保第191号通知ほか関係通知等に従って実施しなければならない。		(1) 児童福祉法第34条の13 (2) 児童福祉法施行規則第36条の35 (3) こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」		
(1) 一般型					
① 実施場所	① 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。	1 実施場所は区に届け出た施設と同一か。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(1)	1 区に届け出た施設と別の場所で実施している。	C

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
<p>② 設備基準及び保育の内容</p>	<p>② 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。</p> <p>原則として、事業を実施するための専用の部屋を確保すること。（当該施設の空き部屋、空きスペースでの実施も可）</p> <p>【a）設備】 設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。）を設けること。</p> <p>【乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所】 (ア)乳児室又はほふく室、便所を設けること。 (イ)乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。 (ウ)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>【満2歳以上の幼児を入所させる保育所】 (ア)保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (イ)保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。 (ウ)満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては1.98平方メートル以上とすること。</p> <p>【b）保育の内容】 設備及び運営に関する基準を定める条例第46条の規定に準じ、保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、保育所保育指針に従うものとする。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 保育指針に則った養護及び教育が行われているか。</p> <p>3 保育に必要な用具を備えているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号</p> <p>(2) 設備及び運営に関する基準を定める条例第42条</p> <p>(3) 板橋区一時保育事業費助成要綱第3条 別表1 3(1)</p> <p>(4) 設備及び運営に関する基準を定める条例第46条</p> <p>(5) 保育所保育指針</p>	<p>1 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>1 保育指針に則った養護及び教育を行っていない。</p> <p>1 保育に必要な用具を備えていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
③ 職員の配置	<p>【c) 食事の提供】 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。以下同じ）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p> <p>③ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とする。 当該保育従事者の数は2人を下ることはできない。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができること。</p>	<p>4 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>1 必要な数の職員を配置しているか。</p> <p>2 資格保有者が適切に配置されているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号</p> <p>(2) 設備及び運営に関する基準を定める条例第44条</p> <p>(3) 板橋区一時保育事業費助成要綱第3条別表1 3(3)</p>	<p>1 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。</p> <p>1 必要な数の職員が配置されていない。</p> <p>1 資格保有者が適切に配置されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
	④ 研修	<p>④ 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。</p> <p>ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。</p>	<p>1 保育士以外の保育従事者は、必要な研修を受講しているか。</p>	<p>(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(1)⑤</p>	<p>1 保育士以外の保育従事者が、必要な研修を受講していない。</p>

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
(2) 幼稚園型 I ・ 預かり保育 ① 実施場所	① 幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で実施すること。また、預かり保育事業は幼稚園型 I と同様の基準を使用する。	1 実施場所は区に届け出た施設と同一か。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(2) (2) 子発1126第1号	1 区に届け出た施設と別の場所で実施している。	C
② 対象児童	② 主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。	1 利用する児童は本事業の対象となる児童か。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(2)	1 本事業の対象とならない児童が本事業を利用している、又は、対象となる児童であることの確認がなされていない。	B
③ 設備基準及び教育・保育の内容	③ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。 【a）設備】 2ページ 3(1)2参照 【b）教育・保育の内容】 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定めるものに準じ、事業を実施すること。 (1) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項 (2) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	1 構造設備が基準を満たしているか。 2 教育・保育の提供を各要領等に基づき適切に行っているか。 3 保育に必要な用具を備えているか	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項2号 (2) 子・子法施行規則第1条の2 設備及び運営に関する基準を定める条例第42条 (1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号 (2) 子・子法施行規則第1条の2第1項第4号	1 構造、設備が基準を満たしていない。 1 教育・保育の提供が各要領等に基づいていない。 1 保育に必要な用具を備えていない	C C C

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
④ 職員の配置	<p>【c】 食事の提供 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p> <p>④ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。 当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。</p>	4 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	(1) 子・子法施行規則第1条の2第1項第5号	1 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。	C
		1 必要な数の職員を配置しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号	6 必要な数の職員が配置されていない。	C
⑤ 研修	<p>⑤ 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。</p> <p>ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。</p>	2 資格保有者が適切に配置されているか。	(2) 子・子法施行規則第1条の2第1項第2、3号 (3) 設備及び運営に関する基準を定める条例第44条	7 資格保有者が適切に配置されていない。	C
		1 保育士及び幼稚園教諭以外の教育・保育従事者は、必要な研修を受講しているか。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(2)⑤	8 保育士及び幼稚園教諭以外の教育・保育従事者が、必要な研修を受講していない。	C

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
(3) 余裕活用型 ① 実施場所	<p>① 下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。</p> <p>(ア)児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。</p> <p>(イ)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。</p> <p>(ウ)児童福祉法第6条の3第10項に規定する家庭的保育事業を行う事業所。</p> <p>(エ)児童福祉法第6条の3第11項に規定する小規模保育事業を行う事業所。</p> <p>(オ)児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所。</p> <p>(カ)児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業に限る。）を行う事業所</p>	1 実施場所は区に届け出た施設と同一か。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(4)	1 区に届け出た施設と別の場所で実施している。	C
② 対象児童	<p>② 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p> <p>ただし、(カ)に掲げる事業所にあつては、出生の日から6箇月を経過した乳児又は幼児であつて満3歳未満のものに限ること。</p>	1 利用する児童は本事業の対象となる児童か。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(4)	1 本事業の対象とならない児童が本事業を利用している、又は、対象となる児童であることの確認がなされていない。	B

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
③ 実施基準	③ 児童福祉法施行規則第36条35の第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。	1 構造設備が基準を満たしているか。 2 保育指針等に則った養護及び保育が行われているか。 3 保育に必要な用具を備えているか。 4 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 5 必要な数の職員を配置しているか。 6 資格保有者が適切に配置されているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号 (2) 板橋区一時保育事業費助成要綱第3条 別表1 3(3)	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (2) 保育指針等に則った養護及び教育を行っていない。 (3) 保育に必要な用具を備えていない。 (4) 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。 (5) 必要な数の職員が配置されていない。 (6) 資格保有者が適切に配置されていない。	C C C C C C
(4) 災害特例型					
① 実施場所	① 一下記②の対象児童が避難先で利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）。	1 実施場所は区に届け出た施設と同一か。	(1) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4（7）	(1) 区に届け出た施設と別の場所で実施している。	C
② 対象児童	② 令和6年能登半島地震等（以下「地震等」という。）について災害救助法が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、地震等の影響により、在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する乳幼児。	1 利用する児童は本事業の対象となる児童か。		(1) 本事業の対象とならない児童が本事業を利用している、又は、対象となる児童であることの確認がなされていない。	B

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
③ 実施基準	<p>③ 以下のア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して一般型及び幼稚園型Ⅰにおいて定める基準に準じて行う。</p> <p>ただし、被災児童の受け入れに当たってやむをえない場合は、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、必要な期間において、一般型及び幼稚園型Ⅰにおいて定める基準を満たしていなくても事業を実施することを可能とする。</p> <p>ア 幼稚園以外において実施する場合 一般型 イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型Ⅰ</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 保育指針等に則った養護及び教育が行われているか。</p> <p>3 保育に必要な用具を備えているか。</p> <p>4 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>5 必要な数の職員を配置しているか。</p> <p>6 資格保有者が適切に配置されているか。</p>	(2) 児童福祉法施行規則第36条の35	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(2) 保育指針等に則った養護及び教育を行っていない。</p> <p>(3) 保育に必要な用具を備えていない。</p> <p>(4) 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。</p> <p>(5) 必要な数の職員が配置されていない。</p> <p>(6) 資格保有者が適切に配置されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
4 保護者負担	<p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>	<p>1 保護者が負担する費用をあらかじめ明示しているか。</p> <p>2 保護者が負担する費用の支払いを受けているか。</p>	<p>(1) 板橋区一時保育事業費助成要綱第3条 別表1 3(2)、5</p> <p>(2) 板橋区立保育所一時保育実施要綱第6条、第7条</p> <p>(3) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」7</p>	<p>1 保護者が負担する費用をあらかじめ明示していない。</p> <p>2 保護者が負担する費用の明示が不十分である。</p> <p>1 保護者が負担する費用の支払いを受けていない。</p> <p>2 費用の受領が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
5 その他留意事項 (1) 虐待等の行為	<p>職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(ア)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (イ)児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (ウ)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による1(ア)、2(イ)又は4(エ)の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 (エ)児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童虐待防止法第2条、第3条	1 心身に有害な影響を与える行為をしている。 2 一部不適切な行為がある。	C B
(2) 休息等の状況	<p>子どもの発達過程に応じて、安全な環境の下で休息を取ることができるようにすること。</p>	1 午睡等の適切な休息をとっているか 2 午睡時の安全対策を講じているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)4、イ(イ)4、3(2)オ	(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。 (2) 休息のために適切な環境を確保していない。 (1) 午睡時の安全対策が不十分である。	C B B
(3) 保護者との連絡状況	<p>子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。</p>	1 保護者との連絡は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である	C B B

板橋区一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	判断基準	評価
(4) 児童の安全管理の状況	<p>保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>(ア)危険な場所、設備等を把握し、囲障の設置、鍵等の状況を点検しているか。 (イ)携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 (ウ)施設で事故が発生した場合は、適切な処置がとられているか。 (エ)不慮の事故が発生した場合の報告が行われているか。 第1報は原則事故発生当日、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。</p>	1 児童の事故防止に配慮しているか	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)2、第3章3(2) (2) 雇児総発第402号通知	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
		2 事故発生時に適切な処置がとられているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)ア	(1) 事故発生時に適切な処置がとられていない。 (2) 事故発生時に適切な処置が不十分である。	C B
		3 事故報告を区に、速やかにしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第2項 (2) こ成安第45号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B
(5) 個人情報の保護	保育所等の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該事業以外に用いてはならない。	1 事業遂行上知り得た個人情報を、一時預かり事業以外の用途で用いていないか。	(1) 板橋区一時保育事業費助成要綱 別表1 3(4)カ	(1) 一時預かり事業遂行のために徴取した個人情報を、これ以外の用途で使用している。	C
(6) 健康状態の把握	実施施設は、児童の健康状態の把握に努めること。	1 児童の健康状態を把握しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(1)ア	(1) 児童の健康状態を把握していない。	C
			(2) 板橋区一時保育事業費助成要綱 別表1 3(4)オ	(2) 児童の健康状態把握が不十分である。	B